

10 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し

1 税制度の見直し

【提案内容】

提出先 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省

- (1) 市街化調整区域内において、多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、**相続税等納税猶予制度の対象とすること。**

◆現状・課題

市民農園は都市住民のニーズが高いものの、市街化調整区域内にあり、かつ「市民農園整備促進法」又は「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて開設されている約6割の農園で、相続税等納税猶予制度の適用が受けられない状況である。今後、相続等が発生した場合、多くの農園が閉園し、減少することが懸念される。

本県の市民農園の開設状況

農園数合計	うち市街化調整区域内の「市民農園整備促進法」及び「特定農地貸付法」に基づく農園数	割合
880箇所	535箇所	60.8%

農林水産省「市民農園開設状況調査」(R4)を基に作成

◆実現による効果

相続税等納税猶予制度の対象を拡大することで、より多くの市民農園が確保できることになり、本県農業の持続的発展が可能になる。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[県内市街化調整区域内の市民農園の状況]

- (2) 三大都市圏の特定市（19市）の市街化区域内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税については、生産緑地地区内と同じ課税とすること。

◆現状・課題

三大都市圏の特定市（19市）においては、市街化区域内農地のうち、生産緑地地区の指定を受けた農業用施設用地の固定資産税・都市計画税は農地並み評価・農地並み課税であるが、一方、当該指定を受けていない畜舎等の農業用施設用地は、宅地並み評価・宅地並み課税となっており、その税負担が大きくなっている。

また、これらの農業用施設用地については、隣接する農地等がないことが多く、生産緑地地区の指定を受けることも困難となっている。

本県の市街化区域内農地における農業用施設用地の課税額の比較

(1 m²当たり)

	固定資産税 (円)	都市計画税 (円)	合計 (円)
市街化区域内 (A)	392	70	462
生産緑地地区内 (B)	56	8	64
A/B	7.0 倍	8.8 倍	7.2 倍

綾瀬市の例 (R4) を基に作成

◆実現による効果

生産緑地地区の指定を受けることが難しい農業用施設用地についても、生産緑地地区内と同じ課税とすることで、維持経費の軽減が図られ、都市における農業経営の安定に資する。

(神奈川県担当課：環境農政局農政課)



[県内市街化区域内の農業用施設（鶏舎）の状況]